

南阿蘇村空き家・空き地バンク設置要綱

(設置)

第1条 空き家又は空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用により、村への移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、南阿蘇村空き家・空き地バンク制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家等」とは、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定の建物を含む。）村内に存在する建物又は住宅等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にあり、現に居住の用に供する建物がない（近く使用しなくなるものを含む。）村内にある更地の宅地であって、売買又は賃貸可能な物件をいう。
- (2) 「空き家・空き地バンク」とは、空き家等を所有し、当該空き家等の売却、賃貸等を希望する者から申込みを受けた情報を、村内への移住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し紹介するシステムをいう。

(対象外の空き家等)

第3条 次に該当する空き家等については、対象外とする。

- (1) 税等に滞納がある者が所有するもの
- (2) 暴力団等が所有するもの
- (3) 売買する場合においては、宅地として登記できない土地
- (4) 売買する場合においては、空き家等の所有者の移転ができないもの

(空き家等の登録)

第4条 空き家・空き地バンクに所有する空き家等の登録を希望する者は、南阿蘇村空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 南阿蘇村空き家・空き地バンク登録カード（様式第1号の2）
- (2) 南阿蘇村空き家・空き地バンク登録事項確認書（様式第1号の3）
- (3) 固定資産課税明細書
- (4) 平面図等間取りが確認できるもの
- (5) その他、村長が必要とする書類

2 村長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認の上、南阿蘇村空き家・空き地バンク登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 村長は、前項の規定により登録したときは、南阿蘇村空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、南阿蘇村空き家・空き地バンク登録変更届書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(空き家・空き地バンクの登録抹消)

第6条 村長は、登録者から南阿蘇村空き家・空き地バンク登録抹消届書(様式第5号)の提出があったとき、登録から3年を経過したとき、又は空き家・空き地バンク制度において成約したときは、空き家・空き地バンクの登録を抹消するとともに、南阿蘇村空き家・空き地バンク登録抹消通知書(様式第6号)により登録者に通知するものとする。

ただし、登録から3年を経過したことにより登録を抹消した物件については、改めて登録の申込みを行うことができる。

(空き家等情報の公開)

第7条 村長は、村のホームページへの掲載、村での登録台帳の閲覧及びその他の方法により空き家等情報を公開するものとする。

(利用者登録)

第8条 空き家・空き地バンクを利用し、空き家の紹介を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、南阿蘇村空き家・空き地バンク利用登録申込書(様式第7号。以下「利用申込書」という。)に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 南阿蘇村空き家・空き地バンク利用登録カード(様式第7号の2)
- (2) 南阿蘇村空き家・空き地バンク利用登録誓約書(様式第7号の3)
- (3) その他、村長が必要とする書類

2 村長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認の上、利用者として適当であると認めるときは、南阿蘇村空き家・空き地バンク利用者台帳(様式第8号。以下「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

3 村長は、前項の規定により登録したときは、南阿蘇村空き家・空き地バンク利用登録完了通知書(様式第9号)により申込者に通知するものとする。

(利用者の登録抹消)

第9条 村長は、利用者から南阿蘇村空き家・空き地バンク利用登録抹消届書(様式第10号)の提出があったとき、登録から1年を経過したとき、空き家・空き地バンク制度において成約したとき、又は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、空き家・空き地バンクの利用登録を抹消するとともに、南阿蘇村空き家・空き地バンク利用登録抹消通知書(様式第11号)により利用者に通知するものとする。

ただし、登録から1年を経過したことにより登録を抹消した利用者については、改めて登録の申込みを行うことができる。

- (1) 利用申込書の内容に虚偽があったとき。

- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると村長が認めるとき。

(情報の提供等)

第10条 村長は、必要に応じて、登録者又は利用者に対して登録台帳及び利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

- 2 村長は、登録者及び利用者による空き家の売買、賃借等の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第11条 登録者及び利用者並びにその登録があった者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家・空き地バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を村長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに村長に報告し、その指示に従うこと。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。